

TPP 協定における「教育」問題

平成 27 年 11 月 27 日

石塚記

私の関心は、人々の暮らしに直結した問題、そしてその暮らしを支える社会の枠組み、即ち、法律、文化、経済活動、そして基礎体力に係わる健康問題にあります。これまで日本社会が構築してきたこれらの枠組みが、TPP 協定という外圧によってどのような影響を受けるか、ということを中心に調べてきました。文化面でいえば、相互の通信と著作権問題に触れましたが、今回は、社会の根底にある「教育」問題がどのような影響があるか調べました。

先ず、USTR の英文テキストを **education** で検索しますと下記章に単語がありますが、本章規定には教育制度に関する規定はありません。あるとすれば、第 9 章投資と第 10 章国境を越えるサービス貿易の記載です。

- 第 9 章投資；投資協定に教育サービスが含まれないこと
- 第 10 章国境を越えるサービス；サービス提供者の教育歴
- 第 18 章知的財産；締約国の知財関係者の教育、教育機関などへの免責
- 第 19 章労働；労働者のスキルアップのための教育・訓練の推進
- 第 21 章能力開発；対象として教育部門
- 第 23 章開発；開発の手段としての教育
- 第 24 条中小企業；輸出のための教育
- 第 26 章透明性腐敗行為防止；腐敗の非寛容性に関する公的教育。

次に不適合措置の日本の留意を調べて見ます。

USTR テキスト（その 1）

Annex I: Non-Conforming Measures の Japan

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-I-Non-Conforming-Measures-Japan.pdf>

TPP 政府対策本部「TPP 協定の全章概要（別添・附属書等）」

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo.html#201511kyoutei_zanteiban

USTR13 頁、対策本部全章概要 7 頁

9 Sector; Education, Learning Support

Subsector; Higher Educational Services（高等教育）

関連条項；国境を越えるサービスの第 10.5 条と第 10.6 条

留保する法律；教育基本法、学校教育法、私立学校法

措置；

日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。

「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。

「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

英文

Higher educational services supplied as formal education in Japan must be supplied by formal education institutions. Formal education institutions must be established by school juridical persons.

“Formal education institutions” means elementary schools, lower secondary schools, secondary schools, compulsory education school, upper secondary schools, universities, junior colleges, colleges of technology, special support schools, kindergartens and integrated centers for early childhood education and care.

“School juridical person” means a non-profit juridical person established for the purposes of supplying educational services under the law of Japan.

USTR テキスト（その2）

Annex II: Non-Conforming Measures の Japan

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Annex-II-Non-Conforming-Measures-Japan.pdf>

この 10 頁と対策本部前章概要の 15 頁

7 Sector ; Education, Learning Support

Subsector ; Primary and Secondary Educational Services（初等・中等教育）

関連条項；内国民待遇の第 9.4 章、国境を越えるサービスの第 10.3 条と第 10.5 条と第 10.6 条

留保する法律；教育基本法、学校教育法、私立学校法

措置；国境を越えるサービス貿易と投資において、日本国は、初等及び中等教育サービスへの**投資**又は初等及び中等教育サービスの**提供**に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

英文

Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to **investments or the supply** of primary and secondary educational services.

「まとめ」

教育基本法、学校教育法、私立学校法を適用すること、そして、初等・中等教育への海外からの参入を留保すると記載しています。そうすると、海外からの参入が可能になるのは私立大学あるいは専門学校などになります。私立の学校の設立時の役員は、寄付者から選ばれますが、国籍条項は見当たりません。

要するに、TPP 締約国からの日本の教育サービスへの参入は国内法を守れば可能だが、初等・中等教育については権限を留保としています。

TPP 協定により教育に関する国内法の改正がないこと、大きな変化もありそうにもないことが分かりました。

教育関係は、他国での運営が難しく、日本に進出した米大学も撤退している事例が見られます。成り立つのは語学習得の短期大学（予備課程）、専門学校などと思われれます。

教育基本法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html>

学校教育法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>

私立学校法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO270.html>

「米韓 FTA との比較」

米韓 FTA 実施法の附属書に教育関係の不適合措置が書かれています。

日本の不適合措置と異なるのは、国籍条項があること、留保する対象が医療関係と法務関係であることです。

附属書 I 発効時に存在し維持する措置

510 頁 高等教育

高等教育法人の役員のうち外国人は 50%未満であること。外国人が 50%以上寄付する場合でも 2/3 未満。

附属書 II に記載の非営利法人以外は、高等教育法人を設立できる。

ソウル首都圏内の医学・薬学など医療関係の学年毎の学生数を制限する。これらの準備のための学校も含む。

512 頁 成人教育

外国人による設立制限事項（省略）

514 頁 職業能力開発教育
設立可

587 頁 附属書Ⅱ 将来留保
健康と医療関係、法務関係の高等教育と、それに係わる予備的、二次的教育も含む教育。

法務関係の Web サイトより「米韓 FTA 実施法」

<http://www.intellirights.com/articles/U.S.-%20South%20Korea%20Trade%20Agreement.pdf>